

第7回

富里市農業委員会議事録

令和5年7月5日（水）

富里市役所分庁舎2階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第7回）

日 時 令和5年7月5日（水）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 議案第4号 農地利用最適化推進委員の決定について

6 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

8 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について

農業委員

出席（8名）

1番	関利之	2番	伊井義則	3番	塩澤英一
4番	篠原美恵子	5番	相川克義	6番	森田孝子
7番	田上友子	8番	藤崎芳久		

欠席（0名）

◎開 会

議 長 今期最後の総会です。よろしくお願いいたします。

これより令和5年第7回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時25分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。 塩澤 英一 君、森田 孝子 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転 1を議題とします。田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は田上です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は親族です。申請理由は、権利者は生前贈与を受ける。義務者は生前贈与をする。申請地の畑は、向台こども園から東へ600メートルほどに位置し、田は同じく園より西へ350メートルほどに位置します。申請地の状況は、ブルーベリーの植付けの準備がしてありました。隣接農地との境界があり、進入路も確保されています。第三者の権利はありません。権利者は農業経営者であり、農業形態としては畑作で、ブルーベリーを作付けしています。世帯員は2人、専業1人です。農機具は、トラクターのほか一式完備しています。農業計画の予定品目は、畑作はブルーベリー、田は水稻です。現在の耕作状況は問題なく耕作しており、規模縮小行為はありません。住所地から申請地まで、畑は徒歩1分ほど、田は車で3分ほどです。

以上のことから効率的に利用されると考えます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転2を議題とします。田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は田上です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、隣接農地を取得したいとのことです。義務者は腰痛などの体調不良により、自宅から離れた農地を権利者に譲り規模縮小したいとのことです。申請地は末広幼稚園北側に位置します。申請地の状況は多少雑草が伸びていますが、トラクターで耕す等すれば問題ないと思われれます。隣接農地との境界はあり、進入路も確保されております。第三者の権利もありません。権利者は農業経営者であり、農業形態は畑作で、ジャガイモ、人参を耕作しています。労働力は世帯員3人、専業2人です。農機具は耕運機のほか一式所有し、今後、リースにより掘取り機を2台整備する予定です。農業計画の予定品目はジャガイモ、人参です。現在の耕作状況は問題なく耕作しており、規模縮小行為はありません。住所地から申請地は、徒歩で1分ほどです。

以上のことから効率的に利用されると考えます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議

長 次に、区分地上権設定1を議題とします。

なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1と関連がありますので、一括議題といたします。

採決は議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1で分割して行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1について、相川委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は相川です。

概要は議案書のとおりです。申請の理由は、権利者は営農型太陽光発電設備に関して、個人権利者から、合同会社代表社員の同一人物へ変更するため。義務者は権利者の要望です。申請地の位置は大和ニュータウン北側です。なお、事業内容や施設概要の変更はありません。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設

定1について、関連がありますので、一括で説明いたします。どちらも、経済産業省へこの事業に関する継承等の資料が添付されており、個人権利者から、合同会社代表社員の同一人物へ変更です。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、区分地上権設定1については、千葉県知事による許可、不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、区分地上権設定1を不許可へ変更し、不許可書を交付す

ることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し交付することとします。

◎議案第3号

議長 次に、日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は森田です。

概要は議案書のとおりです。農振除外関係は令和5年3月31日付け除外です。申請地の位置は、千葉県立富里高校の東側に位置しています。農地区分は第2種農地。申請地の状況は雑草が繁茂していました。申請地の違反もありません。転用の用途は特定条件付売買予定地。権利設定は所有権移転、転用概要は専用住宅7棟の予定です。土地の選定理由は、周辺の住宅事情を鑑みて、若年層をターゲットにした一次取得者向けの戸建て住宅の需要があることから選定しました。申請農地以外での利用可能な土地は無く、進入路の確保があり、隣接地との境界杭もあります。資力については、事業実施資金の残高証明が添付されており、総額より多いことを確認しました。過去の転用許可は無く、第三者の権利もありません。工期は、許可後から令和5年9月30日までです。都市計画法関連の申請は、令和5年5月29日提出済です。事業区域内に農地以外の土地は無く、転用面積は適当です。周辺地権者への説明は実施していて、意見も特にありません。土砂等流出対策は、外周にコンクリートブロックを設置し造成する。工事期間中の防災計画は、周辺土地への土砂等の流出、防じん対策のため必要に応じて仮囲いを設置し、土留めブロック、フェンスにより周辺土地への土砂等の流出を抑制する。ガス、粉じん等の可能性は無く、排水計画として雨水の処理は浸透貯留槽、雑排水処理は下水道に接続します。以上のことから転用許可基準である立地基準及び一般基準とも満たしており、許可相当と判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第4号

議 長 日程第5 議案第4号 農地利用最適化推進委員の決定についてを議題とします。 事務局
の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長

議案第4号 農地利用最適化推進委員の決定についてをご説明します。次第の7ページ をご覧
ください。本案件につきましては、令和5年7月19日、農地利用最適化推進委員の任 期満了
に伴い、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、令和5年7月20日 新たに、
農業委員会が富里市農地利用最適化推進委員を委嘱いたします。

まず、候補者の選定に係る経緯についてご説明いたします。令和5年2月1日から2月28日
までの28日間、市ホームページや広報紙等で募集を行ったところ、12人の定数に対し、団体や個
人から14人の応募・推薦がありました。なお、募集期間の中間と終了後に、推薦 及び応募の状況
を市ホームページで公表しております。

続いて、候補者の選考につきましては、法に規定された要件を事務局にて確認させていた だ
きました。いずれの方々も、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、地域から の信
望も厚く、農地利用最適化推進委員として適任であると思われま。

なお、参考資料の応募状況一覧の11番及び12番につきましては、農業委員への重複推薦も あっ
たため、農業委員として選出されております。これにより、議案記載の12人を農地利用 最適化
推進委員の候補者として決定し、委嘱について承認を求めるものでございます。

以上で議案第4号、富里市農地利用最適化推進委員の決定についての説明を終わらせてい

たきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第5号

議 長 日程第6 議案第5号 農業地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局

の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、6月26日付にて、富里市長より農業委員会に対して農地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。内容につきましては、次第の9ページに、3年新規で畑2筆、4,958平方メートル。次第の10ページに、10年新規で畑7筆、17,954平方メートル。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

よって本案は原案のとおり決定されました。

以上で、審議案件は終了しました。

◎報告第1号

議長 次に、報告案件に移ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告します。次第の11ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎報告第2号

議長 日程第8 報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出についてご報告します。次第の12ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備いたしましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議長 ただいまの報告第2号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、了解いただきたいと思います。

◎閉会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。 これをもって本総会を閉会します。

(午後 1 時49分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員